

# マイナンバー制度(社会保障・税番号制度) が始まります

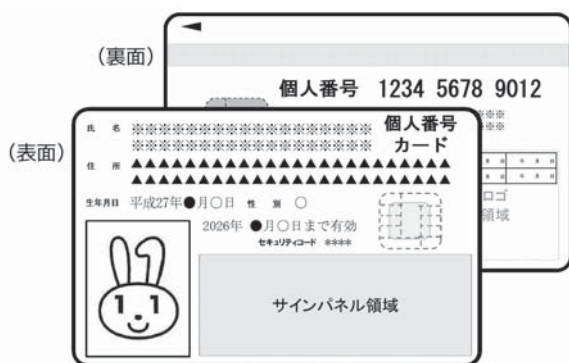
マイナンバー制度は、住民票をお持ちのすべての方に1人1つのマイナンバー(12桁の個人番号)を付けることで、社会保障、税、災害対策の分野で皆さんの情報を適切に把握し、複数の機関に存在する個人の情報が同一の方の情報であることを確認するために導入される制度です。

## ●平成27年10月から一人ひとりにマイナンバーが通知されます。

- ・住民票の住所にマイナンバーの「通知カード」が郵送されます。
- ・「通知カード」には、氏名、住所、生年月日、性別とマイナンバーが記載されています。
- ・「通知カード」を受け取られた方は、同封された申請書を郵送することなどにより、「個人番号カード」の交付を受けることができます。

## 個人番号カード

- ・身分証明書として利用できるほか、I Cチップが搭載され、e-Taxなどの電子申請をはじめ、各種行政サービスが利用できる予定です。
- ・平成28年1月以降に交付を受けることができます。



## ●平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律に定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

## ●法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーなど個人情報を保護するため、様々な対策が講じられます。

## ●マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

### ①行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

### ②国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。

### ③公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

## ◇◇マイナンバー制度のお問い合わせは◇◇

- ・マイナンバーのコールセンター  
(全国共通ナビダイヤル)  
☎0570-20-0178  
※ナビダイヤルは通話料がかかります。  
※平日 9時30分～17時30分  
(土日祝日・年末年始を除く)
- ・住民税務課 住民窓口係  
☎(0868) 54-2985
- ・総合政策室 ☎(0868) 54-2983